

運 營 規 程

社会福祉法人 流山中央福祉会 西新井聖華保育園

運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人流山中央福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 西新井聖華保育園

(2) 東京都足立区西新井本町2丁目24番2号

(施設の目的)

第2条 西新井聖華保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

2 児童福祉法第6条の3第6項に基づき、地域子育て支援拠点事業として乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

3 東京都保育サービス推進事業として特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて保育を提供する。

(職員の職種、職務の内容及び員数)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（園長） 1名
施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 主任保育士 1名以上
主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。
 - (3) 保育士 18名以上
保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
 - (4) 保育補助 1名以上
保育補助者は、保育士の職務を助ける。
 - (5) 事務職員 1名以上
事務職員は、当園の事務を行う。ただし保育補助と兼任の場合もある。
 - (6) 栄養士 1名以上
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
 - (7) 看護師 1名以上
看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。調理員
- 2 理事長は、第1項各号に定めたもののほかに必要に応じ、職員を置くことができる。

（特定教育・保育を行う日）

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

- 2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 年始休日（1月2日及び1月3日）
 - (3) 年末休日（12月29日から12月31日）ただし、第4条第3項の事業のうち年末保育については2日以上開所する。
- 3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時30分から午後16時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日は午前7時00分から午後8時30分。
- (2) 土曜日は午前7時00分から午後8時30分。
- (3) 第4条第3項の事業のうち年末保育は午前7時30分から午後6時30分。

3 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する区市町村が定める利用者負担をその居住する区市町村に支払うものとする。

2 当園においては、市区町村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、特定利用者負担額を徴収することがある。項目、内容、負担を求める理由、目的および金額については、別紙のとおりとする。

3 当園は、市区町村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、特定利用者負担額を徴収することがある。項目、内容、負担を求める理由、目的および金額については、別紙のとおりとする。

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として費用を徴収する。金額については、別紙のとおりとする。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号・ 3号	12人	24人	24人	30人	30人	30人	150人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市区町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市区町村からの求めがあった場合は、市区町村が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市区町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市区町村に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市区町村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市区町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規則は平成22年4月1日から施行する。

この規則は平成24年4月1日から改正施行する。

この規則は平成25年4月1日から改正施行する。

この規程は平成27年4月1日から改正施行する。

この規程は平成30年4月1日から改正施行する。

この規程は令和元年10月1日から改正施行する。

この規程は令和8年4月1日から改正施行する。

【延長保育】

●延長保育

- ・保護者の就労時間などの都合で、延長保育が必要な世帯を対象に行います。
- ・月極延長保育は、事前の申し込みが必要です。月極の申請は前月 20 日までに許可書が出た方のみ、「月極延長保育・土曜保育利用申請・変更届ならびに就労証明書」にてお申し込みください。
申請の解除は、前月 20 日までに、月極延長保育・土曜保育利用解除届をご提出下さい。
料金は、別表の月極延長保育の料金表をご覧ください。
- ・延長保育の利用は、満 1 歳になった翌月より利用可能になります。(夕食は完了食から提供します)
- ・1 歳未満での 7:00~7:30 の登園または 18:30 を過ぎた場合と、全家庭対象で 20:30 を過ぎた場合には超過料が発生します。開園時間内のお迎えをお願い致します。(10 分毎に 1000 円となります。)
- ・当日に急遽夕食利用が無くなった際、当日の 14 時までにキャンセル連絡がない場合は、料金が発生します。

●緊急での利用《スポット延長保育》

- ・臨時で当日一時延長保育が必要な場合、必ず連絡をお願いします。
当日の朝、または 14 時 00 分までに必ずお電話またはコドモンにてご連絡をお願い致します。
(お時間を過ぎた場合、補食と夕食のご用意が出来ません。)
料金別表のスポット延長保育利用料金表をご覧ください。
- ・夕食利用を申し込んでいて、急遽キャンセルされる場合も、14 時を過ぎると料金が発生します。

●お支払い方法

- ・スポット保育料と夕食→当月の打刻時間・夕食の回数をカウントし、翌月初めに請求します。
(後払い方式)
- ・月極延長料→申し込み後、ご利用当月初めに請求致します。(前払い方式)
- ・夕食は利用回数をカウントし、延長保育料と一緒に請求となります。
※集金については、登録していただいたコドモンの口座から引き落としになります。

【月極延長保育料金】

	時間	世帯区分	満 1 歳以上
朝の延長	7:00~7:30	A階層及びB階層	月額 600円
		C階層及びD階層	月額2500円
夕方の1時間延長	18:31~19:30	A階層及びB階層	月額1000円
		C階層及びD階層	月額4000円
夕方の2時間延長	18:31~20:30	A階層及びB階層	月額2500円
		C階層及びD階層	月額10000円
夕食代	19:30以降残る方	希望者	1食 400円

☆利用日数に関わらず、月単位で集金いたします。

変更や停止がある場合は、必ず届け出を提出してください。

☆月ぎめ 1 時間延長の方で 19 時 30 分を過ぎると、15 分ごとに 300 円となります。

【一時延長保育(スポット)利用料金】

	時間	世帯区分	満1歳以上
朝延長	7:00~7:30	すべての階層	400円
夕方1時間延長 (15分 200円)	18:31~18:45		200円
	~19:00		400円
	~19:15		600円
	~19:30		800円
夕方2時間延長 (15分 300円)	18:31~19:45		1100円
	~20:00		1400円
	~20:15		1700円
	~20:30		2000円
短時間保育	7:30~8:30 16:31~18:30		短時間保育 対象
夕食代	19:30以降 残る方	希望者	1食 400円

【土曜保育について】

- 土曜保育はご両親共に就労・疾病・介護等の理由により、保育が必要な園児が利用することが出来ます。
- 『土曜保育利用申請書』と『就労(学)証明書』の提出をされ、許可書が出た方のみ利用する事が出来ます。
臨時で土曜保育を利用される場合には、『土曜臨時保育申請書・土曜臨時保育就労証明書』の提出を、利用する日数分毎に、都度出して頂きますようお願い致します。
利用する週の木曜日までに、必ず提出して下さい。
提出がない場合には利用が出来ません。
- 許可書が出ている方も含め、土曜日保育の有無は該当する週の木曜日までにコドモンまたは職員にお伝え下さい。

【土曜利用の持ち物について】



幼児(3歳~5歳) :

水筒、リュック、着替え一式、汚れもの入れ、カラー帽子、上履袋、(布団カバー入れ)

乳児(0歳~2歳) :

汚れ物入れ、着替え一式、カラー帽子

オムツ、食事用エプロン、手口拭き ※サブスク利用者は不要

※帽子は個人のものを使用となりますので、必ずお持ちください。

※布団カバーは幼児は外して荷物と一緒に置いておきますので、忘れずにお持ち帰り下さい。

乳児は、保護者の方に外して頂いていますのでご協力お願い致します。

【保育に要する諸費用と納入方法】

●保育料金

- ・通常の保育料は足立区の規則で定める金額を足立区にお支払い頂きます。
- ・金融機関引き落としの手続きをして下さい。
- ・延長保育料は当園が定める金額を当園にお支払い頂きます。また、コドモンの口座登録での引き落としになります。

【特別保育事業】

延長保育	※別料金となります。（詳細はP5、6参照） ※保育短時間の方は、定められた保育時間外は料金が発生します。
年末特別保育	※別料金となります。（申し込み期間厳守） 1日5,000円 12月29日、30日（7時30分～18時30分）に保護者が就労の為、保育が必要な場合にお預かりします。
発達支援児保育	巡回指導など区の関連機関と連携しながら、一人ひとりに寄り添った保育を実施します。
産休明け保育	生後57日からのお子様をお預かり致します。

【特別講師を招いて】

体育指導（3・4・5歳対象）

体を動かす楽しさ、運動する意欲を育て、基礎体力をつけます。
ルールを守る大切さを学びチームワークを養います。

英語（3・4・5歳対象）

小学校での英語の授業に向けて「英語＝楽しい」をモットーに、
歌やゲームを楽しみながら学びます。

太極拳（3・4・5歳対象）

メリハリのある動き、集中力を養います。

【地域支援】

すこやか相談 月～金 10時～16時
ルンルン保育（ルンルン通信発行）

